

滝川市都市計画マスタープラン部分見直し変更案に係る対照表

P109 第5章 地域別構想「1 滝川市街地地区(コンパクトタウン)」

《 変 更 案 》

《 現 行 》

《 変更理由 》

②滝川第二小学校地区

国道 12 号沿道に位置し、江部乙地区と滝川市街地を連結する地区となっています。

国道 12 号を中心として、西側は農地と住宅地が広がっており、市営住宅みずほ団地、見晴団地などの団地が立地し、東側は滝の川公園周辺にスポーツ施設が集積しており、市営滝の川団地などが立地しています。

また、国道 12 号沿道を中心として、生活利便施設が分散して立地しています。

◆地区を構成する町名：黄金町、幸町（一部）、泉町（一部）、南滝の川（一部）、二の坂町、滝の川町、北滝の川、屯田町、西滝川（一部）

③滝川第三小学校地区

石狩川、空知川の合流点、本市の中心市街地周辺で、JR 滝川駅、滝川駅前バス乗降場、ベルロード、官庁街など、JR 函館本線と国道 12 号を中心とした商業業務施設などの集積した地域と、その周辺の高密度な住宅地からなる地域です。また、ニュータウンせせらぎやニュータウンルピナス、滝新地区といった低密度な新興住宅街があります。文化ゾーンには文化センター、こども科学館、美術自然史館、郷土館があります。

また、石狩徳富河川緑地、空知川緑地などの河川緑地と、文化公園など潤いある緑地環境が存在しています。

◆地区を構成する町名：中島町、空知町、花月町、新町、明神町、栄町、本町（一部）、大町（一部）

④西小学校地区

滝川市街地の西部、JR 函館本線と石狩川に挟まれた地区で、国道 451 号沿いの小規模な商業系土地利用と周辺の高密度な住宅街・低層の住宅地、陸上自衛隊滝川駐屯地からなる地域です。

また、波止場公園、滝川西公園、石狩川の河跡湖（ラウネ川）の周囲に整備された池の前水上公園、北電公園などのユニークな公園があります。

◆地区を構成する町名：有明町、西町、扇町、幸町（一部）、泉町、西滝川（一部）

⑤東小学校地区

国道 12 号滝川バイパスと国道 38 号付近の大規模店舗群で特徴的な地区です。地区北部には、國學院大學北海道短期大学部や、東小学校、滝川市民会館、滝川市指定文化財華月館などで構成される文教ゾーンがあります。地区東部には中空知流通関連団地があり、文字通り中空知地域の物流の中心的役割を担っています。

また、滝川東公園、滝の川緑道などの線的な緑地環境が存在しています。

◆地区を構成する町名：緑町、文京町、東町、南滝の川（一部）、朝日町（一部）、黄金町（一部）

②滝川第二小学校地区

国道 12 号沿道に位置し、江部乙地区と滝川市街地を連結する地区となっています。

国道 12 号を中心として、西側は農地と住宅地が広がっており、市営住宅みずほ団地、見晴団地などの団地が立地し、東側は滝の川公園周辺にスポーツ施設が集積しており、市営滝の川団地などが立地しています。

また、国道 12 号沿道を中心として、生活利便施設が分散して立地しています。

◆地区を構成する町名：黄金町、幸町（一部）、泉町（一部）、南滝の川（一部）、二の坂町、滝の川町、北滝の川、屯田町、西滝川（一部）

③滝川第三小学校地区

石狩川、空知川の合流点、本市の中心市街地周辺で、JR 滝川駅、バスターミナル、ベルロード、官庁街など、JR 函館本線と国道 12 号を中心とした商業業務施設などの集積した地域と、その周辺の高密度な住宅地からなる地域です。また、ニュータウンせせらぎやニュータウンルピナス、滝新地区といった低密度な新興住宅街があります。文化ゾーンには文化センター、こども科学館、美術自然史館、郷土館があります。

また、石狩徳富河川緑地、空知川緑地などの河川緑地と、文化公園など潤いある緑地環境が存在しています。

◆地区を構成する町名：中島町、空知町、花月町、新町、明神町、栄町、本町（一部）、大町（一部）

④西小学校地区

滝川市街地の西部、JR 函館本線と石狩川に挟まれた地区で、国道 451 号沿いの小規模な商業系土地利用と周辺の高密度な住宅街・低層の住宅地、陸上自衛隊滝川駐屯地からなる地域です。

また、波止場公園、滝川西公園、石狩川の河跡湖（ラウネ川）の周囲に整備された池の前水上公園、北電公園などのユニークな公園があります。

◆地区を構成する町名：有明町、西町、扇町、幸町（一部）、泉町、西滝川（一部）

⑤東小学校地区

国道 12 号滝川バイパスと国道 38 号付近の大規模店舗群で特徴的な地区です。地区北部には、國學院大學北海道短期大学部や、東小学校、滝川市民会館、滝川市指定文化財華月館などで構成される文教ゾーンがあります。地区東部には中空知流通関連団地があり、文字通り中空知地域の物流の中心的役割を担っています。

また、滝川東公園、滝の川緑道などの線的な緑地環境が存在しています。

◆地区を構成する町名：緑町、文京町、東町、南滝の川（一部）、朝日町（一部）、黄金町（一部）

⑩バスターミナルの機能移転による名称変更

滝川市都市計画マスタープラン部分見直し変更案に係る対照表

P110 第5章 地域別構想 「1 滝川市街地地区(コンパクトタウン)」

《 変 更 案 》

《 現 行 》

《 変更理由 》

1-2. 全体構想における地区の位置づけ

本市に適した「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、滝川市街地地区、江部乙地区、東滝川地区の3つの市街地のコンパクト化を図り、3つの「コンパクトタウン」を形成します。

滝川市街地地区は、都市機能拠点と都市幹線街路（都市環状）に集約化を図り、都心機能と多様な都市機能を兼ね備えた「都心再生・複合機能型のコンパクトタウン」の形成を図ります。

（1）滝川第一小学校地区

- 国道12号沿道の南部は都市機能拠点、国道12号沿道の北部は近隣生活利便ゾーン、その他の市街地は低密度居住ゾーン（中高層）を配置します。
- 滝川市街地のコンパクト化を図るため、国道12号沿道の生活利便施設の集約化と、住宅地におけるにぎわい居住及びコンパクト居住の推進、未利用地を活用しながら居住の集約化を図ります。
- 大通（国道12号）については、既存道路を適切に維持し、沿道の生活利便性を高める土地利用とともに、駐車スペースやバス停、自転車・歩行者空間など、アクセス性の向上を図ります。
- 一の坂西公園や中央緑地、水源公園周辺の緑地資源の維持管理、幹線街路の緑化などにより、緑のネットワークを形成し、潤いややすらぎがあり、コミュニティの拠点となる空間づくりを進めます。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

（2）滝川第二小学校地区

- 都市環状軸（三丁目通）沿道に日常生活利便ゾーン、北部の国道12号沿道に低密度居住ゾーン（中高層）、その他の市街地は低密度住宅ゾーン（低層）を配置します。
- 江部乙地区と滝川市街地を繋ぐ国道12号の移動の円滑化を図ります。
- 大通（国道12号）については、既存道路を適切に維持し、沿道の生活利便性を高める土地利用とともに、駐車スペースやバス停、自転車・歩行者空間など、アクセス性の向上を図ります。
- 市街地外縁部の農村環境を保全する土地利用とし、公園施設、石狩川の河川緑地などの適切な維持管理により、良好な都市環境の維持に努めます。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

1-2. 全体構想における地区の位置づけ

本市に適した「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、滝川市街地地区、江部乙地区、東滝川地区の3つの市街地のコンパクト化を図り、3つの「コンパクトタウン」を形成します。

滝川市街地地区は、都市機能拠点と都市幹線街路（都市環状）に集約化を図り、都心機能と多様な都市機能を兼ね備えた「都心再生・複合機能型のコンパクトタウン」の形成を図ります。

（1）滝川第一小学校地区

- 国道12号沿道の南部は都市機能拠点、国道12号沿道の北部は近隣生活利便ゾーン、その他の市街地は低密度居住ゾーン（中高層）と街なか居住ゾーンを配置します。
- 滝川市街地のコンパクト化を図るため、国道12号沿道の生活利便施設の集約化と、住宅地における街なか居住の推進、未利用地を活用しながら居住の集約化を図ります。
- 大通（国道12号）については、既存道路を適切に維持し、沿道の生活利便性を高める土地利用とともに、駐車スペースやバス停、自転車・歩行者空間など、アクセス性の向上を図ります。
- 一の坂西公園や中央緑地、水源公園周辺の緑地資源の維持管理、幹線街路の緑化などにより、緑のネットワークを形成し、潤いややすらぎがあり、コミュニティの拠点となる空間づくりを進めます。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

（2）滝川第二小学校地区

- 都市環状軸（三丁目通）沿道に日常生活利便ゾーン、北部の国道12号沿道に低密度居住ゾーン（中高層）、その他の市街地は低密度住宅ゾーン（低層）を配置します。
- 江部乙地区と滝川市街地を繋ぐ国道12号の移動の円滑化を図ります。
- 大通（国道12号）については、既存道路を適切に維持し、沿道の生活利便性を高める土地利用とともに、駐車スペースやバス停、自転車・歩行者空間など、アクセス性の向上を図ります。
- 市街地外縁部の農村環境を保全する土地利用とし、公園施設、石狩川の河川緑地などの適切な維持管理により、良好な都市環境の維持に努めます。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

①居住ゾーン見直しによる変更

《 変 更 案 》

《 現 行 》

《 変更理由 》

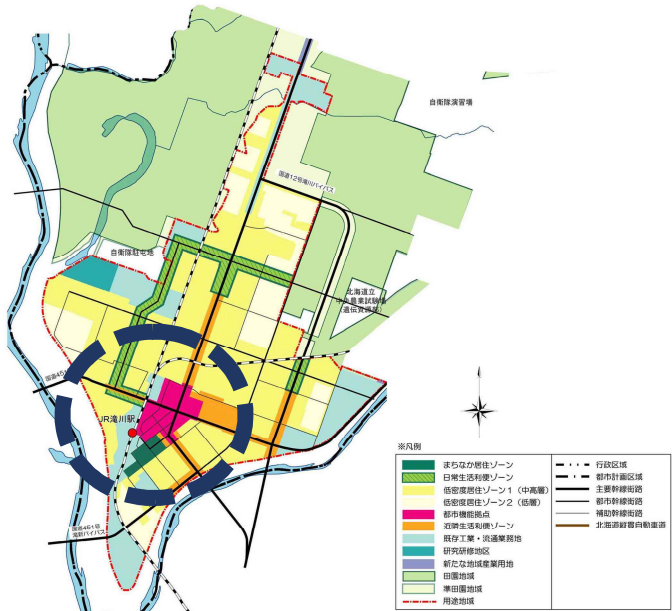


図 5.5 滝川市街地地区の土地利用方針図

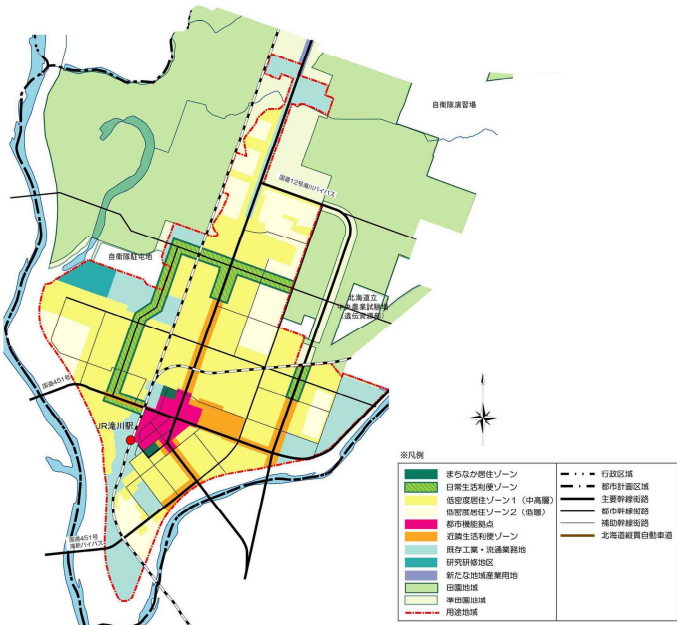


図 5.5 滝川市街地地区の土地利用方針図

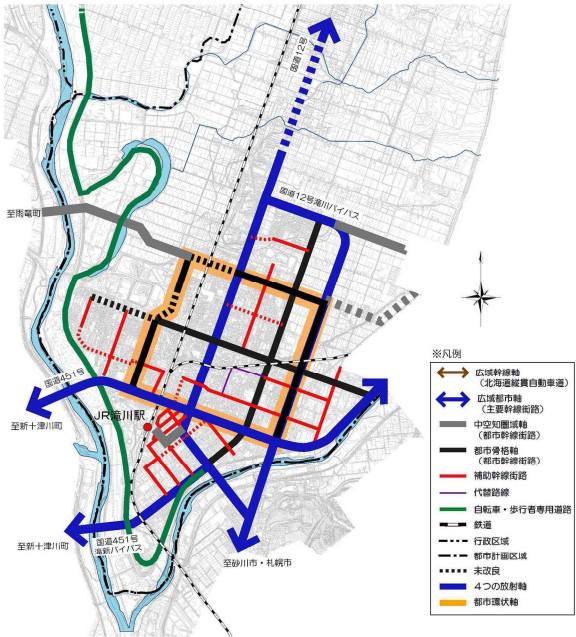


図 5.6 滝川市街地地区の道路体系方針図

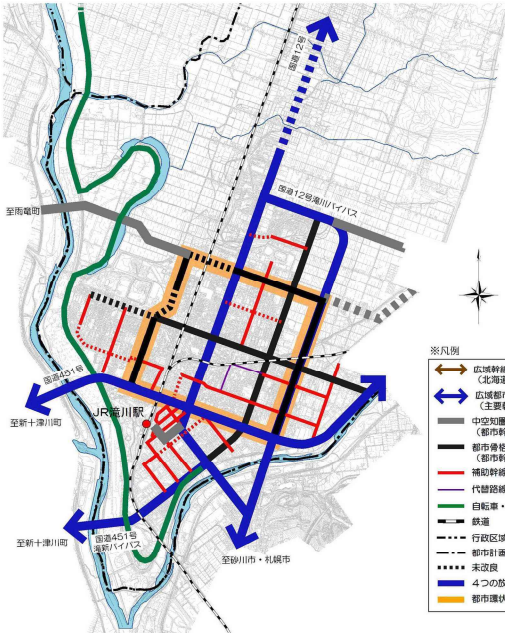


図 5.6 滝川市街地地区の道路体系方針図

⑫居住ゾーン見直しによる変更

滝川市都市計画マスタープラン部分見直し変更案に係る対照表

P112 第5章 地域別構想「1 滝川市街地地区(コンパクトタウン)」

《 変 更 案 》

《 現 行 》

《 変更理由 》

1-3-2. 地域資源

地域内の地域資源は、国道 12 号が南北を、ＪＲ根室本線が東西を貫通しています。自然環境としては水源の池が、施設・歴史資源としては滝川神社をはじめ、大通商店街・坂の上商店街、レンガ造り倉庫などがあります。また、五十嵐威暢（いがらしたけのぶ）氏作のモニュメント、コンビネーション遊具などで構成されている一の坂西公園があります。

滝川第一小学校地区
の地域資源



図 5.10 滝川第一小学校地区の地域資源図

1-3-2. 地域資源

地域内の地域資源は、国道 12 号が南北を、ＪＲ根室本線が東西を貫通しています。自然環境としては水源の池が、施設・歴史資源としては滝川神社をはじめ、大通商店街・坂の上商店街、レンガ造り倉庫群などがあります。また、五十嵐威暢（いがらしたけのぶ）氏作のモニュメント、コンビネーション遊具などで構成されている一の坂西公園があります。

滝川第一小学校地区
の地域資源



図 5.10 滝川第一小学校地区の地域資源図

⑬歴史資源活用ゾーンの
現状に合わせた修正

滝川市都市計画マスタープラン部分見直し変更案に係る対照表

P116 第5章 地域別構想「1 滝川市街地地区(コンパクトタウン)」

《 変 更 案 》

《 現 行 》

《 変更理由 》

1-3-3. 滝川第一小学校地区の地域づくりの方針

(1) 将来像

生活利便性向上により都市のコンパクト化を進め、豊かな都市居住を創造するまち

(2) 地域づくりの目標

【目標 1】 徒歩と公共交通で便利に暮らせるまち

国道 12 号沿道や都市幹線街路沿道に生活利便施設などを誘導して、地区の生活利便性を高めるとともに、これらの幹線街路を中心とした公共交通や自転車・歩行空間の利便性向上を検討するなど、徒歩や公共交通を中心とした誰もが便利に暮らせる地域づくりを目指します。

【目標 2】 未利用地を有効に活用した都市のコンパクト化

本市のコンパクトな都市づくりを進めるために重要な役割を担う地区として、生活利便性の向上とともに未利用地の利用を促進して、都市のコンパクト化を進めます。

【目標 3】 潤いある都市居住の実現

既存の緑地資源を適切に維持管理するとともに、幹線街路の緑化、住宅地における緑化などを促進し、潤いある都市環境の形成を目指します。

1-3-4. 地域の整備方針

(1) 整備の方向性

◆生活利便性を高めて都市のコンパクト化と、誰もが便利に暮らせる居住環境の充実を図ります。

国道 12 号沿道に生活利便施設を誘導して地区の生活利便性を高め、未利用地などの利用を促進します。また、幹線街路沿道を中心として共同住宅などの立地を促進し、にぎわい居住及びコンパクト居住を促進するなど、誰もが徒歩や公共交通を中心として便利に暮らせる環境づくりを目指します。

◆交通体系を充実し、徒歩や公共交通で暮らしやすい環境を実現します。

国道 12 号や都市幹線街路を中心として、既存の公共交通の充実や自転車・歩行空間の利便性の向上を検討するなど、交通体系の充実を図ります。それにより、徒歩や公共交通で誰もが便利に暮らせる地域づくりを促進します。

◆潤いある都市環境を実現するため、既存緑地などを活用した緑あふれる地域づくりを行います。

一の坂西公園、中央緑地、水源公園周辺などの緑地資源を適切に維持管理し、有効に活用することにより緑地環境の充実を図ります。また、幹線街路を中心とした道路の緑化や、住宅地における緑化を促進するなど、潤いある都市環境の形成を目指します。

1-3-3. 滝川第一小学校地区の地域づくりの方針

(1) 将来像

生活利便性向上により都市のコンパクト化を進め、豊かな都市居住を創造するまち

(2) 地域づくりの目標

【目標 1】 徒歩と公共交通で便利に暮らせるまち

国道 12 号沿道や都市幹線街路沿道に生活利便施設などを誘導して、地区の生活利便性を高めるとともに、これらの幹線街路を中心とした公共交通や自転車・歩行空間の利便性向上を検討するなど、徒歩や公共交通を中心とした誰もが便利に暮らせる地域づくりを目指します。

【目標 2】 未利用地を有効に活用した都市のコンパクト化

本市のコンパクトな都市づくりを進めるために重要な役割を担う地区として、生活利便性の向上とともに未利用地の利用を促進して、都市のコンパクト化を進めます。

【目標 3】 潤いある都市居住の実現

既存の緑地資源を適切に維持管理するとともに、幹線街路の緑化、住宅地における緑化などを促進し、潤いある都市環境の形成を目指します。

1-3-4. 地域の整備方針

(1) 整備の方向性

◆生活利便性を高めて都市のコンパクト化と、誰もが便利に暮らせる居住環境の充実を図ります。

国道 12 号沿道に生活利便施設を誘導して地区の生活利便性を高め、未利用地などの利用を促進します。また、幹線街路沿道を中心として共同住宅などの立地を促進し、中心市街地の周辺における街なか居住を促進するなど、誰もが徒歩を中心として便利に暮らせる環境づくりを目指します。

◆交通体系を充実し、徒歩や公共交通で暮らしやすい環境を実現します。

国道 12 号や都市幹線街路を中心として、既存の公共交通の充実や自転車・歩行空間の利便性の向上を検討するなど、交通体系の充実を図ります。それにより、徒歩や公共交通で誰もが便利に暮らせる地域づくりを促進します。

◆潤いある都市環境を実現するため、既存緑地などを活用した緑あふれる地域づくりを行います。

一の坂西公園、中央緑地、水源公園周辺などの緑地資源を適切に維持管理し、有効に活用することにより緑地環境の充実を図ります。また、幹線街路を中心とした道路の緑化や、住宅地における緑化を促進するなど、潤いある都市環境の形成を目指します。

⑭居住ゾーン見直しによる変更

滝川市都市計画マスタープラン部分見直し変更案に係る対照表

P117 第5章 地域別構想 「1 滝川市街地地区(コンパクトタウン)」

《 変 更 案 》

《 現 行 》

《 変更理由 》

(2) 整備方針

【方針 1】 土地利用・居住環境

- ・地区の生活利便性を向上するため、国道 12 号沿道に生活利便施設などを誘導し集約化を図ります。
- ・高齢者が住みやすい居住環境づくりやまちのコンパクト化を進めるため、高齢者向け共同住宅など、幹線街路沿道の中高層の住宅整備を誘導し、にぎわい居住及びコンパクト居住を促進します。
- 民間事業者への未利用地に関する情報提供、共同住宅の立地誘導、市営住宅の建て替えの検討など
- ・高齢者が住みやすい環境づくりを進めるため、既存の医療・福祉施設を適切に維持し、空き家の活用などによる小規模な福祉サービス拠点の設置を誘導します。
- ・にぎわいゾーンでは、多種多様な飲食店の集積により、来訪者の滞在を促すことで、中心市街地の活性化を図ります。

【方針 2】 交通体系

- ・移動の円滑化により地区の生活利便性を高めるため、国道 12 号や官庁通などの幹線街路における既存バス路線の充実を目指し、関係機関との協議を行います。
- ・移動の円滑化を図り、歩いて便利に暮らせるコンパクトなまちづくりを進めるため、幹線街路・生活道路における歩道や自転車空間の整備を促進します。
- ・潤いある都市景観を形成するため、緑化を促進します。
○幹線街路における街路樹の適正な維持管理、国道沿道における V S P（ボランティアサポートプログラム）※の推進など
- ・地区の交通利便性を向上させるため、未整備都市計画道路二丁目通（黄金町東～国道 12 号交点区間）及び未改良道路の整備を推進します。

【方針 3】 都市施設等

- ・良好な都市環境を維持するため、既存の公園施設や緑地の適切な維持管理と長寿命化を図ります。
- ・生活基盤を適切に維持し、快適に暮らせる居住環境づくりを進めるため、下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した下水道施設については、長寿命化を図りつつ、改築更新に努めます。また、合流式下水道については、分流化を推進します。

※ VSP(ボランティアサポートプログラム):地域住民、地元企業および道路管理者が協力して道路の美化清掃活動を行うこと。

(2) 整備方針

【方針 1】 土地利用・居住環境

- ・地区の生活利便性を向上するため、国道 12 号沿道に生活利便施設などを誘導し集約化を図ります。
- ・高齢者が住みやすい居住環境づくりやまちのコンパクト化を進めるため、高齢者向け共同住宅など、幹線街路沿道の中高層の住宅整備を誘導し、中心市街地周辺における街なか居住を促進します。
- 民間事業者への未利用地に関する情報提供、共同住宅の立地誘導、市営住宅の建て替えの検討など
- ・高齢者が住みやすい環境づくりを進めるため、既存の医療・福祉施設を適切に維持し、空き家の活用などによる小規模な福祉サービス拠点の設置を誘導します。

【方針 2】 交通体系

- ・移動の円滑化により地区の生活利便性を高めるため、国道 12 号や官庁通などの幹線街路における既存バス路線の充実を目指し、関係機関との協議を行います。
- ・移動の円滑化を図り、歩いて便利に暮らせるコンパクトなまちづくりを進めるため、幹線街路・生活道路における歩道や自転車空間の整備を促進します。
- ・潤いある都市景観を形成するため、緑化を促進します。
○幹線街路における街路樹の適正な維持管理、国道沿道における V S P（ボランティアサポートプログラム）※の推進など
- ・地区の交通利便性を向上させるため、未整備都市計画道路二丁目通（黄金町東～国道 12 号交点区間）及び未改良道路の整備を推進します。

【方針 3】 都市施設等

- ・良好な都市環境を維持するため、既存の公園施設や緑地の適切な維持管理と長寿命化を図ります。
- ・歴史資源活用ゾーンでは、旧農産物倉庫を活用して市民や来訪者が交流できる施設の整備を促進します。
- ・生活基盤を適切に維持し、快適に暮らせる居住環境づくりを進めるため、下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した下水道施設については、長寿命化を図りつつ、改築更新に努めます。また、合流式下水道については、分流化を推進します。

※ VSP(ボランティアサポートプログラム):地域住民、地元企業および道路管理者が協力して道路の美化清掃活動を行うこと。

⑮居住ゾーン見直しによる変更

⑯にぎわいゾーンの新設による変更

⑰歴史資源活用ゾーンの廃止による変更

